

企業主導型保育事業実施者 様

公益財団法人児童育成協会

令和 8 年度企業主導型保育事業（運営費等）における 事業計画申請について

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度企業主導型保育事業（運営費等）における事業計画申請（以下、「本申請」という。）について、下記のとおりお知らせいたします。本申請による助成決定がなされない場合、令和 8 年度の運営費等に係る助成金交付を受けることはできません。なお、年度の途中で加算の追加申請を行うことはできないため、加算の追加を希望する事業者は、本申請にて申請する必要があります。下記内容をご確認いただき、申請期間中に提出するようお願ひいたします。

記

1. 対象事業者

令和 7 年度運営費等助成決定を受け令和 8 年度も継続して運営する事業者

2. 申請期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）～令和 8 年 1 月 27 日（火）

※申請のお戻しがありましたら、速やかに再申請するようお願ひいたします。

3. 申請方法

「公金管理システム（ピムス）」にて申請手続きを行ってください。

※企業主導型保育事業公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「令和 8 年度事業計画申請」参照

4. 提出書類（全事業者提出が必要）

- ・事業計画申請に関する確認書
- ・事業計画申請用チェックリスト

※様式は企業主導型保育事業ポータルに掲載しています。

ダウンロードし、PDF 形式で添付してください。（別紙 1 参照）

※上記の他、事業内容の変更に伴い必要な提出書類は、別紙 1 「事業計画申請提出書類一覧」をご参照ください。

※事業計画申請用チェックリスト作成時は、別紙 2 「チェックリスト番号一覧」をご参照ください。

※昨年度まで事業計画申請にて提出いただいた「法人決算書」は、令和 7 年度 3 月末以降に決算期が到来した実施事業者様より電子メールにて提出いただくこととなりました。

提出方法の詳細につきましては、令和 7 年 10 月 1 日付け通知「【再周知】企業主導型保育事業

財務健全性の更なる把握にかかる決算書類のご提出について（児童育成協会）」をご参照ください。

5. 助成決定通知

令和8年4月1日（水）を予定

6. 医療的ケア児保育支援加算について

医療的ケア児保育支援加算を申請する場合（継続含む）は、別紙3「令和8年度医療的ケア児保育支援加算の申請について」をご参照ください。

7. 留意事項

- （1）本申請の承認前に、令和8年度の運営費等に係る助成金交付を受けることはできません。（本申請の承認後に令和8年度の運営費等に係る助成金の助成決定がなされることとなります。）本申請の変更内容によっては、審査に時間を要するため、令和8年4月以降も継続して審査を行います。その場合、概算交付申請の申請期間内に助成決定が間に合わないことがあります。
- （2）工事を必要とする図面の変更を伴う事業内容の変更を申請する場合、本申請で図面等の審査が完了したのち、工事の着工が可能となります。令和7年10月22日付け通知「【通知】図面の変更を伴う事業内容の変更に係るご相談の実施について」にて図面のご相談を受け付けた事業者も本申請で図面等の審査を受ける必要があります。図面等の審査が完了する前に着工することはできませんのでご留意ください。なお、工事に対する助成金の加算等はございません。
- （3）審査期間が限られているため、令和8年度の事業計画申請の初回申請時に提出された図面から大幅な変更が生じる場合、審査をお受けできない可能性がございます。なお、図面等の審査状況によっては、令和8年4月から加算事業を開始できない可能性もありますので、予めご了承ください。
- （4）既に協会の承認を受けている図面の変更を行う場合、関係法令等で定める各種基準が遵守されていることを確認するため、改めて建築審査が必要となります。なお、図面等の作成にあたっては、企業主導型保育事業ポータルに公開されている「建築関連資料集（事業計画申請用 令和7年10月22日版）」を必ずご確認ください。
なお、提出書類に不備・不足等があると、審査に時間を要する場合や事業の変更が認められない場合があります。
- ※「建築関連資料集（事業計画申請用 令和7年10月22日版）」
<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2025/10/20251022-zumen01-kentikusiryousyu.pdf>
- （5）原則として増築、増床、改修等、保育施設（建物、外構等）の整備にかかる工事費は自己負担となり、令和8年度の運営費等から支出することはできません。

- (6) 企業主導型保育事業の新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週7日開所）を実施するものとして内示を受けた事業者のうち、当該項目の変更を希望する事業者は、当該項目に係る実施状況、応募当時の計画と開所後の預かり実績等との相違点について記入した理由書を添付の上、ご申請ください。
- (7) 整備費の助成を受けて工事を行った部屋（病児保育室、一時預かり室等）について、用途替えを行う場合、本申請により事前の承認を受ける必要があります。なお、用途替えを行う場合、財産処分の手続きが必要となる場合があります。
- (8) 病児保育事業及び一時預かり事業については「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」、「助成申請、運営にあたっての留意事項」、「建築関連資料集」及びその他の関係法令等で定める各種基準を遵守する必要があります。
- (9) 予算執行の観点から本申請における助成決定額の算出方法は「基準額（基本分及び加算分）の5割」となりますので、令和8年度中に別途助成決定額変更の申請の手続きが必要となります。詳細については追ってご案内いたします。
- (10) 令和7年度に運営費等の助成決定を受けており、令和8年度は本事業を継続しない場合、財産処分の手続きが必要となります。財産処分に係る詳細については企業主導型保育事業ポータルをご確認ください。
- 企業主導型保育事業ポータル>既に施設運営中の法人様>通知等>5. 財務・経理>財産処分

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:30~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>

別紙 1**【事業計画申請提出書類一覧】**

のマークがある書類は、企業主導型保育事業ポータルより各書類をダウンロードの上、作成ください。

企業主導型保育事業ポータルトップページ»

既に施設運営中の法人様»各種様式»2. 助成決定後の申請手続»運営費

https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/download_yoshiki#uneihi

<全事業者提出が必要な書類>

No.	提出書類	備考
1	事業計画申請に関する確認書	令和8年度 事業計画申請に関する確認書の書式をご使用ください。 公印欄は押印(※)必須です。 (※)電子印可、手書きのサイン不可。
2	事業計画申請用チェックリスト	1~14番は全事業者ご確認の上、ご回答ください。 15番以降は、別紙2「チェックリスト番号一覧」をご確認いただき、「事業計画申請用チェックリスト」内の該当する番号にチェックを入れて、黄色く着色された項目をすべてご確認の上、ご回答ください。

＜変更がある事業者のみ提出する書類＞

No.	提出書類	備考
「園長（施設長）氏名」を変更する場合		
1	自治体への変更届	<p>＜既に自治体に届出済みの場合＞ 自治体へ届出を行った受領印のある変更届をご提出ください。</p> <p>＜これから自治体に届出を行う場合＞ 届出予定の変更届をご提出ください。</p>
「運営形態（保育事業者に変更）」を変更する場合		
1	設置事業者の施設等の 5年以上の運営実績を有して いることを証明する書類	<p>※以下A～Hのうち、該当する書類をご提出ください。</p> <p>5年以上の運営実績を有している施設等が</p> <p>A.認定こども園の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園設置認可申請に伴う認可書 <p>B.幼稚園の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可通知書に準ずる書類 <p>C.地域型保育事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可申請に伴う認可書 <p>D.へき地保育所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可申請に伴う認可書 <p>E.認可外保育施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第59条の2第1項に基づき都道府県に届出を行った書類 ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書 <p>※どちらの書類もご提出ください。</p> <p>F.認可保育所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第35条の第4項に基づく都道府県の認可書 <p>G.一時預かり事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体へ届出を行った一時預かり事業開始届 <p>H.病児保育事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体へ届出を行った病児保育事業開始届
「運営方法（運営委託に変更、委託先企業の変更）」を変更する場合		
1	委託先企業の施設等の 5年以上の運営実績を有して いることを証明する書類	同上。 上記A～Hのうち、該当する書類をご提出ください。
2	業務委託契約書	令和8年度の委託先との業務委託契約書をご提出ください。

No.	提出書類	備考
「開所時間（延長時間含む）」、「基本開所時間（延長時間除く）」、「基本週開所曜日」を変更する場合		
1	自治体への変更届	<p><既に自治体に届出済みの場合> 自治体へ届出を行った受領印のある変更届をご提出ください。</p> <p><これから自治体に届出を行う場合> 届出予定の変更届をご提出ください。</p>
2	理由書	企業主導型保育事業の新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週7日開所）を実施するものとして内示を受けた事業者の中、当該項目の変更を希望する事業者は、「日付、宛先（公益財団法人児童育成協会宛）、設置法人名（運営委託会社名義の理由書は無効）、保育施設名、代表者名、法人印、当該項目に係る実施状況、応募当時の計画と開所後の預かり実績等との相違点」について記入した理由書をご提出ください。
「食事の提供方法（自園調理に変更）」を変更する場合		
1	平面図	利用定員が20名以上の場合調理室、19名以下の場合調理設備が必要です。
「定員の年齢別内訳」を変更する場合		
1	<p><Aに該当></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体への変更届 ②旧平面図 ③新平面図 ④有効面積算定図・算定表 ⑤立面図 ⑥配置図 ⑦防火区画図 ⑧採光換気排煙図 ⑨建築関係法令等セルフチェックシート  <p><Bに該当></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体への変更届 ②旧平面図 ③新平面図 ④有効面積算定図・算定表 ⑤建築関係法令等セルフチェックシート 	<p>※ A・Bで提出書類が異なるため、下記フロー表をご確認いただき、該当する書類をすべてご提出ください。なお、「施設定員数」及び「うち増加定員数又は空き定員」の合計は変更はできません。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A1[通常保育の園児が日常的に利用する部屋（保育室、遊戯室、ランチルーム等）の大きさを変えたい] -- はい --> A2[部屋の用途（保育室、事務室、倉庫、廊下等）を変えたい] A1 -- いいえ --> B1[児童が使う部屋に関する（保育室以外の部屋を保育室にする等）] A2 -- はい --> A3[児童が使う部屋に関する（保育室以外の部屋を保育室にする等）] A2 -- いいえ --> B2[児童が使う部屋に関する（保育室以外の部屋を保育室にする等）] B1 -- はい --> A3 B1 -- いいえ --> B2 </pre> </div>

No.	提出書類	備考
病児保育加算「病児対応型」、「病後児対応型」を令和8年度より新たに申請する場合		
1	病児保育事業の実施に向けたチェックシート	 企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様》各種様式》2. 助成決定後の申請手続き》運営費
2	病児保育事業実施計画書	
3	病児保育事業の実施要綱	自治体の要綱（ない場合は厚生労働省の要綱）をご提出ください。
4	病児保育事業の開始届	<p><既に自治体に届出済みの場合></p> <p>自治体へ届出を行った受領印のある開始届をご提出ください。</p> <p><これから自治体に届出を行う場合></p> <p>届出予定の開始届をご提出ください。</p>
5	看護師証 及び 保育士証	これから採用する場合は、採用までのスケジュール等を「令和8年度企業主導型保育事業（運営費）事業計画申請用チェックリスト」39番にご記入ください。
6	旧平面図 (直近で承認を受けている最終平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ②各室の室名 ③防火区画 ④114条区画 ⑤避難経路</p>
7	新平面図 (変更内容を記載した平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①令和8年度事業計画 ②各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ③各室の室名 ④防火区画 ⑤114条区画 ⑥避難経路 (例) $3.3\text{m}^2 \times 3\text{名} = 9.9\text{m}^2 \leq 17\text{m}^2$</p>
8	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に室内に常時存在する様な備品や設備は、固定、可動に関わらず有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
9	対象部屋の現況写真	現況写真は、これから変更される部屋やスペースの全景がわかるように、広い場合には東西南北方向の4枚、狭い場合には全景が写る枚数を提出してください。
10	立面図	2面以上とし、対象となる範囲を斜線で表してください。 立面図がない場合は複数の方向から、建物壁面が一枚に収まるように撮影した外観写真をご提出ください。
11	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものをご提出ください。
12	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」及び「確認日、自治体名、対応した自治体職員氏名、所属課等」を図面に記載してください。
13	採光換気排煙図	
14	建築関係法令等 セルフチェックシート	 企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様》各種様式》2. 助成決定後の申請手続き》運営費

No.	提出書類	備考
病児保育加算「体調不良児対応型」を令和8年度より新たに申請する場合		
1	病児保育事業の実施に向けたチェックシート 	企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様»各種様式»2. 助成決定後の申請手続き»運営費
2	病児保育事業実施計画書 	
3	病児保育事業の開始届	<p><既に自治体に届出済みの場合> 自治体へ届出を行った受領印のある開始届をご提出ください。</p> <p><これから自治体に届出を行う場合> 届出予定の開始届をご提出ください。</p>
4	看護師証	これから採用する場合は、採用までのスケジュール等を「令和8年度企業主導型保育事業（運営費）事業計画申請用チェックリスト」39番にご記入ください。
5	旧平面図 (直近で承認を受けている最終平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ②各室の室名 ③防火区画 ④114条区画 ⑤避難経路</p>
6	新平面図 (変更内容を記載した平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①令和8年度事業計画 ②各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ③各室の室名 ④防火区画 ⑤114条区画 ⑥避難経路 (例) $3.3\text{m}^2 \times 3\text{名} = 9.9\text{m}^2 \leq 17\text{m}^2$</p>
7	対象部屋の現況写真	現況写真は、これから変更される部屋やスペースの全景がわかるように、広い場合には東西南北方向の4枚、狭い場合には全景が写る枚数を提出してください。
8	建築関係法令等 セルフチェックシート 	企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様»各種様式»2. 助成決定後の申請手続き»運営費

No.	提出書類	備考
預かりサービス加算「一般型」、「余裕活用型」を令和8年度より新たに申請する場合		
1	一時預かり事業の実施に向けたチェックシート 	企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様⇒各種様式⇒2. 助成決定後の申請手続き⇒運営費
2	一時預かり事業計画書 	
預かりサービス加算「一般型」を令和8年度より新たに申請する場合		
1	一時預かり事業の実施要綱	自治体の要綱（ない場合は厚生労働省の要綱）をご提出ください。
2	一時預かり事業開始届	<p><既に自治体に届出済みの場合> 自治体へ届出を行った受領印のある開始届をご提出ください。</p> <p><これから自治体に届出を行う場合> 届出予定の開始届をご提出ください。</p>
3	保育士証	これから採用する場合は、採用までのスケジュール等を「令和8年度企業主導型保育事業（運営費）事業計画申請用チェックリスト」43番にご記入ください。
4	旧平面図 (直近で承認を受けている最終平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ②各室の室名 ③防火区画 ④114条区画 ⑤避難経路</p>
5	新平面図 (変更内容を記載した平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①令和8年度事業計画 ②各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積≤有効面積の計算式 ③各室の室名 ④防火区画 ⑤114条区画 ⑥避難経路 (例) $3.3\text{m}^2 \times 3\text{名} = 9.9\text{m}^2 \leq 17\text{m}^2$</p>
6	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に室内に常時存在する様な備品や設備は、固定、可動に関わらず有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
7	対象部屋の現況写真	現況写真は、これから変更される部屋やスペースの全景がわかるように、広い場合には東西南北方向の4枚、狭い場合には全景が写る枚数を提出してください。
8	立面図	2面以上とし、対象となる範囲を斜線で表してください。 立面図がない場合は複数の方向から、建物壁面が一枚に収まるように撮影した外観写真をご提出ください。
9	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものをご提出ください。
10	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」及び「確認日、自治体名、対応した自治体職員氏名、所属課等」を図面に記載してください。
11	採光換気排煙図	
12	建築関係法令等セルフチェックシート 	企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様⇒各種様式⇒2. 助成決定後の申請手続き⇒運営費

No.	提出書類	備考
「賃借料加算」を令和8年度より変更する場合		
1	賃貸借契約書	<p>変更理由が消費税増税以外の場合は、賃貸借契約書に加えて下記についてもご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 <p>理由書には、「日付、宛先（公益財団法人児童育成協会宛）、設置法人名（運営委託会社名義の理由書は無効）、保育施設名、代表者名、変更が生じる年月日、変更前後の賃料、賃借料変更の理由と背景等」を記載し、法人公印を押印してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の同等条件店舗の家賃相場がわかる資料2～3件
「運営支援システム導入加算」を令和8年度に申請する場合		
1	保育業務支援システム等導入実施計画書	 <p>企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様»各種様式»2. 助成決定後の申請手続き»運営費</p>
2	見積書	有効期限内の見積書をご提出ください。
3	保育業務支援システムの機能の詳細が確認できる書類（パンフレット等）	<p>以下a)からc)までに掲げる全ての機能を有していることが分かる書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保育に関する計画・記録に関する機能 b) 園児の登園及び降園の管理に関する機能 c) 保護者との連絡に関する機能
「障害児保育加算」を令和8年度より新たに申請する場合		
1	障害児保育の研修を修了したことが分かる書類	<p>障害児保育の研修とは、企業主導型保育事業費補助金実施要綱の別紙3「処遇改善等加算II」についての「7. 研修の要件」に掲げるキャリアアップ研修を指します。具体的には、専門分野別研修の「障害児保育」分野を修了していること、研修修了の見込みがあることを要件とします。</p> <p>本申請の申請期間において研修を修了していない場合は、研修修了後の月次報告にて当該書類をご提出ください。なお、加算対象となるのは研修修了日の属する月の翌月（月初日の場合はその月）となります。</p>

No.	提出書類	備考
「その他の図面変更」をする場合		
<p>※建築基準法による新耐震基準（昭和56年6月1日施行）より前の基準で建てられた建物における増築・増床・病児保育加算（病児対応型、病後児対応型）や預かりサービス加算（一般型）の新たな加算事業の追加は認めておりませんが、耐震改修済みであればその限りではありません。申請後に、協会書式の「耐震改修報告書」を添付いたしますので、建築士と共にご確認の上、回答をご検討ください。</p>		
1	旧平面図 (直近で承認を受けている最終平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積 ≤ 有効面積の計算式 ②各室の室名 ③防火区画 ④114条区画 ⑤避難経路</p>
2	新平面図 (変更内容を記載した平面図)	<p>下記をご記載ください。</p> <p>①令和8年度事業計画 ②各年齢1人あたりの必要面積×定員数 = 必要面積 ≤ 有効面積の計算式 ③各室の室名 ④防火区画 ⑤114条区画 ⑥避難経路 (例) $3.3\text{m}^2 \times 3\text{名} = 9.9\text{m}^2 \leq 17\text{m}^2$</p>
3	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に室内に常時存在する様な備品や設備は、固定、可動に関わらず、有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
4	対象部屋の現況写真	現況写真は、これから変更される部屋やスペースの全景がわかるように、広い場合には東西南北方向の4枚、狭い場合には全景が写る枚数を提出してください。
5	立面図	立面図がない場合は外観写真をご提出ください。 複数の方向から、建物壁面が一枚に収まるように撮影したものをご提出ください。
6	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものをご提出ください。
7	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」及び「確認日、自治体名、対応した自治体職員氏名、所属課等」を図面に記載してください。
8	採光換気排煙図	
9	建築関係法令等 セルフチェックシート 	企業主導型保育事業ポータルよりダウンロードしてください。 既に施設運営中の法人様⇒各種様式⇒2. 助成決定後の申請手続き⇒運営費

「防犯・安全対策強化加算」を令和8年度に申請する場合		
1	見積書、契約書等	品目と金額がわかる書類をご提出ください。

<加算を申請する場合、提出が必要な書類（継続の場合も含む）>

No.	提出書類	備考
「医療的ケア児保育支援加算」を令和8年度に申請する場合		
1	医療機関が対象医療的ケア児について、集団保育が可能であると認めた実態を対象施設が確認したことが分かる書類 	<p>主治医意見書等の書類の内容を保育施設にて確認の上、参考様式①に必要事項を記入してください。自治体において医療的ケア児の受入れについて事前調整が必要な場合には、あらかじめ保護者が自治体への相談を済ませていることを確認してください。</p> <p>※令和7年度に当該加算対象となっている児童を令和8年度も当該加算対象として継続して申請する場合、新たに参考様式①を作成する必要はありません。</p>
2	医療的ケアに従事する職員の情報が分かる書類（医療行為を実施することができる資格証・研修修了証等を含む）	<p>看護師等：看護師免許証、准看護師免許証、保健師免許証、助産師免許証 保育士等：保育士証、 国家戦略特別区域限定保育士登録証、 子育て支援員研修修了証（地域保育コース「地域型保育」） 保育士等の場合は、上記の資格証・研修修了証に加え、下記の研修修了証、認定証をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定行為業務従事者の研修修了証 ・認定特定行為業務従事者認定証 <p>※対象の医療的ケア児に必要な医療的ケアについて認定特定行為業務従事者での対応が可能かどうかご確認ください。</p>
3	医療的ケア児及び医療的ケアに従事する職員の配置状況が記載された書類（職員体制図等）	<p>医療的ケア児に従事する職員が保育施設全体の人員配置の中で、通常保育（基本分）に配置される職員や他の加算事業の職員とは別に配置されていることが分かるようにご記載ください。</p> <p>医療的ケア児に従事する職員が複数名配置される場合には交代制であるのか常時複数名の配置がされている体制であるのかご記載ください。</p>
4	医療的ケア児の主治医意見書及び医療的ケアに関する指示書	<p>参考様式④-1、④-2に記載の項目について記入漏れが無いようにご留意ください。主治医による集団保育可否に関する所見の記載が必要です。また、指示書の指示期間をご確認いただき、指示期間が令和8年3月31日以前の場合は新たな指示書をご提出ください。</p>
5	医療的ケア児の保育支援計画、医療的ケアの実施記録、保育日誌等	<p>参考様式⑤をもとにクラス単位ではなく医療的ケア児個人のものをご提出ください。「医療的ケアの実施記録」については、いつ・誰が・どのような医療的ケアを実施したのか分かるような様式にしてください。 また与薬が必要な場合にはダブルチェックのための欄を作成してください。</p>
6	緊急時の対応フローを含む各種マニュアル（安全管理・災害時対応マニュアル等）	<p>参考様式⑥-1、⑥-2をもとに医療的ケア児ごとに緊急時、災害発生時の施設内での対応フローと緊急連絡先を記載したマニュアルをそれぞれ作成してください。また災害時対応マニュアルには災害時に医療的ケアのために持ち出す物品や避難時の注意事項等をご記載ください。</p>
7	医療的ケア児の預かりに係る同意書（保護者）	<p>参考様式⑦-1または⑦-2・3の内容をもとに必要事項をご記載ください。</p>
8	関係機関等との連携支援体制が分かる書類	<p>参考様式⑧をもとに作成してください。関係機関の具体的な名称や連絡先をご記載ください。</p>

※その他、必要に応じて別途書類の提出を求めることがあります。

別紙2**【チェックリスト番号一覧】**

令和7年度の内容から変更が生じる場合、該当する変更内容のチェックリスト番号をご確認ください。

「事業計画申請用チェックリスト」内の同番号にチェックを入れ、黄色く着色された項目をすべてご確認の上、ご回答ください。

変更内容	チェックリスト番号	変更内容	チェックリスト番号
様式第1号		様式第1-2号	
法人情報、保育施設情報、担当者名、公開可能な連絡先	16番	延長保育加算	32、33番
助成申請責任者	17番	夜間保育加算	34、35番
園長氏名	18番	非正規労働者受入推進加算	36、37番
状況調査		病児保育加算	
資本金	19番	病児対応型	38~40番
運営形態		病後児対応型	38~40番
保育事業者に変更	20、21番	体調不良児対応型	38、39、41番
一般事業主に変更	22、23番	預かりサービス加算	
運営方法		一般型	42~45番
自主運営に変更	23番	余裕活用型	42、46番
運営委託に変更	25番	賃借料加算	47番
委託先企業を変更	26番	保育補助者雇用強化加算	48~51番
定員の年齢別内訳	27、28番	防犯・安全対策強化加算	14、15番
開所時間・基本開所時間	29番	連携推進加算	52~55番
基本週開所曜日	30番	処遇改善等加算	
食事の提供方法	31番	処遇改善等加算Ⅰ	56、57番
その他の図面変更		処遇改善等加算Ⅱ	56、58番
その他の図面変更	70番	処遇改善等加算Ⅲ	56、59番
		運営支援システム導入加算	60番
		障害児保育加算	61~63番
		医療的ケア児保育支援加算	63~67番
		3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算	68~69番

別紙3**【令和8年度医療的ケア児保育支援加算の申請について】****1. 対象事業者**

- (1) 医療的ケア児保育支援加算の対象となる児童が既に在籍している、または令和8年度内に対象となる児童の入園が既に決まっていること

※企業主導型保育事業助成要領 別紙10の3. 実施方法（3）留意事項に「本加算は、企業主導型保育施設において、単に（2）①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すもの」とあります。このことから医療的ケア児の受入れに際しては人員配置のみならず各関係機関と情報共有を行うなどして、連携体制を築いて頂く必要があります。

- (2) 令和8年度事業計画申請の申請期間内に必要な書類を全て揃え、初回申請時において提出が可能な事業者

2. 令和7年度医療的ケア児保育支援加算対象事業者

令和7年度事業計画申請にて医療的ケア児保育支援加算の承認を受け、令和8年度においても当該加算の実施を予定している事業者は、当該加算対象児童に関する変更の有無に関わらず、別紙1「事業計画申請提出書類一覧」9ページに記載されている全ての書類をご提出ください。

3. 留意事項

医療的ケア児保育支援加算の認定については、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱の別紙10医療的ケア児保育支援加算『4.加算の認定』」にある通り、保育施設における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し審査を行うこととなります。そのため、審査終了までに時間を要することが予想されますので予めご了承ください。

医療的ケア児が個別に必要とする備品（個別性に応じて必要となる備品）を整備するための加算および保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する加算の申請につきましては企業主導型保育事業公金管理システム（ピムス）利用マニュアル「令和8年度事業計画申請」を参照してください。

4. 提出書類

別紙1「事業計画申請提出書類一覧」9ページをご参考ください。

参考様式につきましては以下よりご参照ください。

企業主導型保育事業ポータルトップページ»既に施設運営中の法人様»

各種様式»2. 助成決定後の申請手続»運営費

https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/download_yoshiki#uneihi

【医療的ケア・参考様式】と記載のあるファイルをご確認ください。